

健康保険及び介護保険料率改定

給与 R4年4月支給分より変更
賞与 R4年3月支給分より変更

賞与について

保険料率

賞与を千円単位（1,000円未満切捨て）にして



標準賞与額とする		事業主	個人
※1 健康保険料は	(103.4 / 1,000)	51.7 / 1,000	51.7 / 1,000
介護保険料は (40才以上65才未満)	(16.4 / 1,000)	8.2 / 1,000	8.2 / 1,000
※2 厚生年金保険料は	(183.0 / 1,000)	91.5 / 1,000	91.5 / 1,000

保険料負担は労使折半

保険料の納入告知は、報酬に係る額と賞与に係る額の合計額が計算されます。

※1 賞与支給額の上限は、健康保険は年間573万円（毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額）

※2 厚生年金保険と児童手当拠出金の場合は、支給額上限1回(1ヶ月)につき150万円となります。

◎雇用保険料は支給額に対し3/1,000を控除してください。(一般の事業)

建設の事業所様は4/1,000になります。

◎雇用保険料の計算は1円単位までとします。(1,000円未満切捨てにしない)

村尾経営労務研究所

特定社会保険労務士 村尾 義 顕